

令和3年9月9日

佐野商工会議所会員事業所並びに関係者の皆様へ

緊急事態宣言措置の延長に伴う、当所の対応（9/13～9/30）について

栃木県が緊急事態宣言措置の延長を受けることとなり、当所管内の中小・小規模事業者への支援を一層強化するため、**8月20日以降継続している**、土・日・祝祭日の相談対応を期間終了まで延長致しますので、お気軽にご相談下さい。（同宣言期間は、土日祝祭日を含め、無休で経営相談対応を行います。）

日 時 令和3年9月18日（土）・19日（日）・20日（祝・月）

23日（祝・木）・25日（土）・26日（日）

10：00 ～ 16：00（当所職員が対応致します）

※9月11日（土）・12日（日）も開催しております。

※平日（月～金曜日9：00 ～ 17：00）は通常どおり対応します。

場 所 佐野商工会議所（佐野市大和町 2687-1）

相談内容 営業時間短縮協力金・地域企業事業継続支援金・月次支援金・

応援一時金・新型コロナ貸付等の事業継続支援に関すること

対象者 佐野市内で事業を営む商工業者の皆様

申込方法 土・日曜日の出勤人数に限りがあるため、事前に電話をいただくと、お待ちいただくことなく、ご相談いただけます。（平日は、予約不要です）

お問合せ先 当所経営支援課長 青木 Tel0283-22-5511